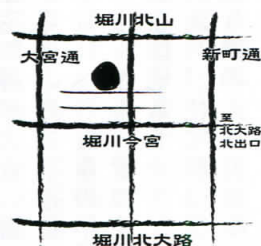




暑中お見舞い
申し上げます

Tatsuto Hojo Tax Accountant Office
北條達人税務総合事務所

事務所
NEWS



発行人
税理士

北條達人

〒603-8203
京都市北区紫竹東高縄町
39番地3
TEL (075) 493-2355
FAX (075) 492-8560
E-mail tatsuto@hojo-tax.com

8月

(葉月) AUGUST

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	15	29
木	16	30
金	17	31
土	18	
日	19	
月	20	
火	21	
水	22	
木	23	
金	24	
土	25	

8月の税務と労務

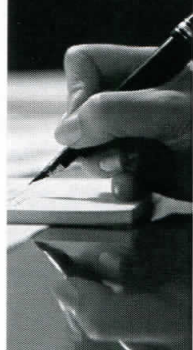
- | | |
|---|---|
| <p>国 税／7月分源泉所得税の納付
8月10日</p> <p>国 税／6月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 8月31日</p> <p>国 税／12月決算法人の中間申告
8月31日</p> <p>国 税／9月、12月、3月決算法人
の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 8月31日</p> | <p>国 税／個人事業者の消費税等の中
間申告 8月31日</p> <p>地方税／個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日</p> <p>地方税／個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日</p> |
|---|---|

ワンポイント インターネット公売

滞納した税金の徴収に充てるため、税務署が滞納者から差し押さえた財産を、インターネットを利用(平成24年度は、楽天が運営する官公庁オークションを利用)して売却する制度で、入札により競り合います。土地や住宅、高級車等の他、大分県別府市の温泉旅館など変わった物件も出品されています。

確認したい

平成24年から適用される税制改正



最近の税制改正は、成立時期が様々な上に適用時期も成立から離れているものもあり見落とし易くなっています。

そこで今回は、実務的観点から法改正等に伴い平成二十四年に適用が開始される主な制度を整理してみます。



1 平成24年1月から適用

(1) 特定居住用財産の買換え特例

所有期間が一〇年を超える特定の居住用財産について買換え、交換の特例が適用できる譲渡資産が、一億五千万円以下のものに引き下げられました。

(2) 特定事業用資産の買換え特例

所有期間が一〇年を超える事業用の土地・建物等から国内にある土地・建物、機械・装置等への買換えを行った場合の買換え資産の対象となる土地について範囲が制限されました。

(3) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置

若年世代への資産の早期移転や省エネルギー・耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額が、

表1 非課税限度額

贈与年	住宅	① 省エネ・耐震住宅	② 左記①以外の住宅
平成24年中		1,500万円	1,000万円
平成25年中		1,200万円	700万円
平成26年中		1,000万円	500万円

(注)東日本大震災により、住宅用家屋が滅失等した者についての非課税限度額は、平成24年～26年まで①省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅(省エネ・耐震住宅)の場合は1,500万円、②それ以外の住宅の場合は1,000万円となります。

表1のとおり見直されました。

2 平成24年4月以後取得分から適用

◎減価償却制度

減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率の二倍に引き下げられました。

3 平成24年4月27日以後契約分から適用

◎法人契約のガン保険等の保険料の取扱い

法人契約の終身保障タイプのガン保険については、通達改正により前払い期間を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の額のうち二分の一に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残額は損金に算入される等の見直しが行われています。

※前払期間：加入時の年齢から一〇五歳までの期間を計算上の保険期間とし、当該保険期間開

表2 法人税率の改正

	改正前		改正後		復興増税期間	
適用時期	—		平成24年4月1日以後開始事業年度		平成24年4月1日～平成27年3月31日に開始する3事業年度	
超の資本金1億円 の普通法人	一律 30% 実効税率 40.69%		一律 25.5% 実効税率 35.64%		一律 28.05% 実効税率 38.01%	
資本金1億円以下の普通法人	年 800万円 超の部分	年 800万円 以下の部分	年 800万円 超の部分	年 800万円 以下の部分	年 800万円 超の部分	年 800万円 以下の部分
	30%	本則 22% 特例 18%	25.5%	本則 19% 特例 15%	28.05%	本則 20.9% 特例 16.5%

始の時から当該保険期間の五〇％に相当する期間をいいます。
4 平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用
(1) 貸倒引当金
 大企業及び大企業の一〇〇％子会社については、適用が除外されています(経過措置あり)。

(2) 法人税率
 諸外国に比べて高い水準にある法人実効税率を見直すため、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、法人税の税率が表2のように引き下げられました。
(3) 欠損金の繰越控除限度額
 中小法人等を除き、繰越控除

をする事業年度のその繰越控除前の所得金額の八〇％相当額が繰越控除限度額となりました。
(4) 課税売上高五億円超の事業者の仕入税額控除
 消費税の課税期間の課税売上高が五億円を超える事業者は、たとえ課税売上割合が九五％以上であっても、個別対応方式か一括比例配分方式により、その課税期間の仕入税額控除額の計算を行うことになりました。
(改正の影響)
 事業者は、非課税売上となる銀行利息収入が通常あるため、課税仕入等の区分を厳密に行う必要があります。ほとんどのケースで、個別対応方式を選択した方が有利になると考えられますが、この方式の場合、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの、「その他の資産の譲渡等」にのみ要するもの及び「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに区分します。
 非課税売上が銀行利息収入のみであった場合でも、全体の業務を行う部門で生ずる管理費等は、「課税資産の譲渡等」とその

他の資産の譲渡等に共通して要するもの」と考えられるので、注意が必要です。

5 平成24年7月1日以後適用

◎源泉徴収に係る所得税の納期の特例
 七月から十二月までの間に支払った給与等及び退職手当金等につき徴収した源泉所得税の納期限が翌年一月二十日(改正前一月十日)となりました。

6 平成24年分より適用

◎生命保険料控除
 生命保険料控除が改組され、
 ①一般生命保険料控除、②個人年金保険料控除、③介護医療保険料控除の三本立てとなりました。

7 平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額から適用

◎繰越欠損金の繰越期間
 繰越欠損金の繰越控除期間が七年から九年となっています。
 なお、その欠損金額が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件とされています。

高齢者の消費

今年は団塊の世代が65歳前後を迎えます。

今後どのようなものが売れていくのかを考える一つのヒントとして、全世帯と65歳以上の消費支出を比較してみましょう。

65歳以上世帯の平均消費支出総額は全世帯より4万円弱少ない、1ヵ月21万3,217円です(総務省「家計調査年報」2010年)。大変大きな支出をしています。

全世帯を上回っている支出項目(表参照)をみると、保険医療は当然ですが、それ以外に目立つものは、食料では魚介類、野菜、海藻、果物。住居のうち施設修繕費等。交際費。

一方低いのが、外食、家賃・地代、被服履物、自動車関係、通信、教育です。

中小企業者の方は、高齢者の支出する分野に進出を考える場合、注目しておく必要があると思います。

(表) 世帯当たり1ヵ月の消費支出比較(単位:百円)

項 目	全世帯	65歳以上
1 食 料	586	525
魚介類、野菜、海藻、果物	141	169
外 食	114	64
2 住 居	190	149
家賃・地代	122	57
施設修繕費等	68	92
3 光熱費	186	182
4 家具家事品	85	83
5 被服履物	100	66
6 保険医療	107	126
7 交通通信	334	217
自動車関係	180	119
通 信	102	62
8 教育	84	4
9 教養娯楽	286	254
10 交際費	220	277

地震・雷・火事・おやじ

東日本大震災の後、次は南海地震が発生する可能性が高いとか、大雨で河川の氾濫が予想される等、災害のニュースが増えています。

「地震・雷・火事・おやじ」と昔から言われてきたけれど、恐い時代に入ったね」といった会話を聞きます。

さて、この「地震・雷・火事・おやじ」を辞書で調べると、「日

蛍光灯のLEDランプへの取替費用の取扱い

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、通常の維持管理のため、又はその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となりますが、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出となります。

節電対策として蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り換えた場合、節電効果や使用可能期間が向上するため、固定資産の価値を高め、又はその耐久性が増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられます。

しかし、蛍光灯は照明設備(建物附属設備)がその効用を発揮するための一つの部品であり、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備としての価値が高まったとまではいえないとも考えられるので、修繕費として処理することが相当とされています。

常、人々の恐れるものをその順に列挙するという語」となっています。

しかし、本来の意味はこうです。

おやじは一家の大事を決めることがあり、その際、印鑑(判)を押します。誤った判断、例えば連帯保証人の判を押すことにより、家を失うハメになります。地震、雷、火事、そしておやじ、により家を失う恐ろしさを、この四語が表現しているのです。